

同時発表：中国地方整備局

令和 8 年 3 月 31 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災



流域治水

さ ば が わ
佐波川水系佐波川中上流域を「特定都市河川」に指定

～「母なる川」佐波川をより安全に（山口県内初の取り組み）～

流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第 3 条第 1 項等に基づき、令和 8 年 3 月 31 日、佐波川水系佐波川等の計 22 河川（山口県）を、特定都市河川に指定します。

- 今後、佐波川水系佐波川等では、河川管理者・流域の自治体の長等で構成する流域水害対策協議会を組織し、河川整備等のハード対策の推進に加え、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設等の内水対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるため、流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和 8 年 3 月 31 日から、流域内において一定規模以上の土地を、宅地にする行為等について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。

（添付資料）

- 別紙 1 「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定
- 別紙 2 佐波川水系佐波川等の特定都市河川と流域の概要
- 参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線 35-582）、係長 野中 航太（内線 35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線 34-324）、係長 長谷川 智明（内線 34-314）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432